

## 現状

### 【データ】

- 在留外国人数  
平成2年約108万人→平成30年約273万人（平成30年12月現在）
- 日本語学習者数  
平成2年約6万人→平成30年約26万人
- 日本語教室が開催されていない自治体に居住している外国人数 約45万人（平成29年現在）
- 法務省告示日本語教育機関数  
平成2年末384機関→平成30年末708機関

### 「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月）

- ①一定水準の日本語の学習機会が外国人に行き渡ることを目指した、**地方公共団体の総合的な体制づくりのための取組支援**
- ②日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人のため、自学自習が可能で**多言語に対応した、ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供等の実施**
- ③「言語のためのヨーロッパ共通参照枠（CEFR）」を参考にした**日本語教育の標準や日本語能力の判定基準の検討・作成**
- ④**日本語教師のスキルを証明する資格制度の検討**

### 日本語教育の推進に関する法律の公布・施行（令和元年6月28日）

### 日本語教育施策 新たなフェーズ

総合的対応策の  
早期実行・展開 推進法

全国的な環境  
整備 人材確保  
質の向上

先進的事例の蓄積

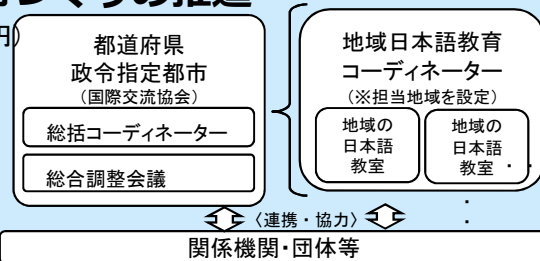
空白地域支援 国の基本方針策定・  
地方公共団体へ基本的  
な方針のモデル提示

## （1）日本語教育の全国展開・学習機会の確保

### ①地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進

要求額 498百万円（前年度予算額 497百万円）

都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための**総合的な体制づくり**を推進する。



### ②日本語教室空白地域解消の推進等

要求額 156百万円（前年度予算額 140百万円）

○日本語教室の開設されていない市区町村に住む外国人のため、日本語教育のノウハウを有していない自治体を対象として**アドバイザー**を派遣する。

○インターネット等を活用した日本語学習教材（ICT教材）の開発等を実施。  
→令和2年度は4言語を開発する。

R1に6言語（日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語）、R2に4言語（インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、カンボジア語）、R3に4言語（タイ語、ミャンマー語、韓国語、モンゴル語）を開発予定  
（外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について）

### ③日本語教育の先進的取組に対する支援等

要求額 90百万円（前年度予算額 90百万円）

○NPO法人や大学、公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や、都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための**先進的取組への支援等**を実施する。



（文化庁委託事業による地域の日本語教室の例）

## （2）日本語教育の質の向上等

### ①日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用

要求額 198百万円（前年度予算額 63百万円）

○文化審議会国語分科会が示した教育内容、モデルカリキュラムに基づき、**大学や日本語教育機関等**を活用して、日本語教師養成、現職者研修の**カリキュラムの開発・実施・普及**を行う。

- ・日本語教師養成カリキュラム
- ・現職者研修カリキュラム

日本語教師（初任）……生活者としての外国人、留学生、児童生徒等、就労者、難民等、海外

日本語教師（中堅）

日本語教育コーディネーター ……地域日本語教育コーディネーター、主任教員  
学習支援者（いわゆるボランティア）

○日本語教師のスキルを証明する資格制度のための調査研究  
→審議会で検討中の日本語教育の資格（更新講習等）に関する調査研究を行う。

### ②日本語教育のための基盤的取組の充実

要求額 7百万円（前年度予算額 6百万円）

○日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)を運用する。  
○日本語教育関係者が情報共有等を行う日本語教育大会等を開催する。

### ③日本語教育に関する調査及び研究

要求額 17百万円（前年度予算額 8百万円）

○日本語教育の標準等に関する調査研究  
→日本語教育の標準の一次報告（令和元年度末とりまとめ予定）と既存の日本語能力に係る試験との関連付けを行うための調査研究等を行う。

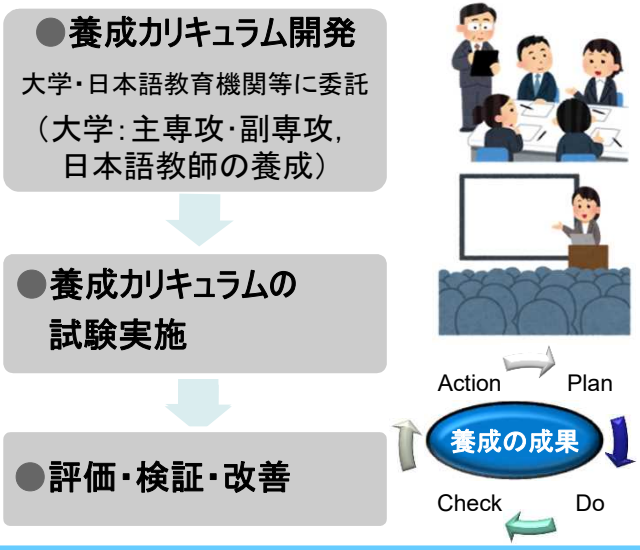
## 背景・趣旨

- 外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。
- このため、文化審議会国語分科会が日本語教育人材の資質・能力の向上を目的として、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」（改訂版）を平成31年3月に取りまとめた。（日本語教師（養成）、「生活者としての外国人」・「留学生」・「児童生徒等」・「就労者」・「難民等」・「海外」に対する初任の日本語教師、中堅日本語教師、地域日本語教育コーディネーター・主任教員、日本語学習支援者に求められる資質・能力、教育内容及びモデルカリキュラムを提言）
- 上記の審議会報告で示された、日本語教師の養成における「必須の教育内容」を踏まえた日本語教師の養成を行うことにより日本語教師の資質・能力の向上を図るとともに、日本語教育人材の養成・研修の「教育内容等」の普及を図るために実際に養成・研修の現場で適用する実践的なカリキュラムの開発及び活用が必要。
- 文化審議会国語分科会において、日本語教師の資質・能力を証明する資格制度の検討を行っており、今年度、資格の制度設計の枠組みを取りまとめる予定。

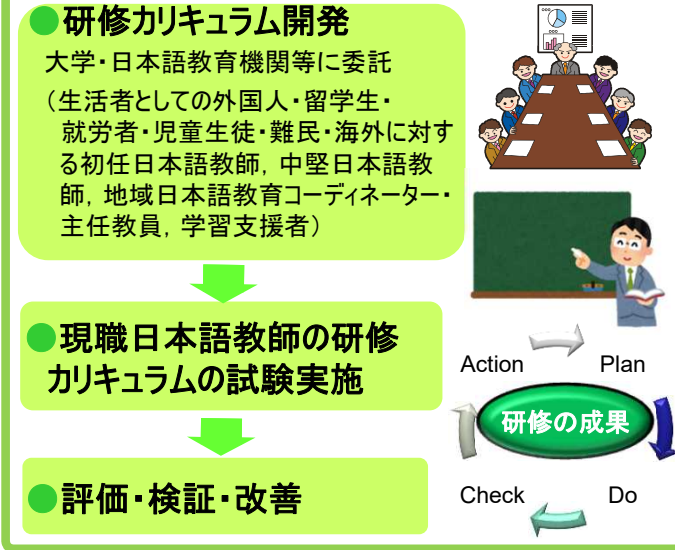
## 事業概要

- 上記の審議会報告で示された「教育内容等」の普及を図るため、①日本語教師の養成カリキュラム開発、②現職日本語教師の研修カリキュラム開発と、③開発したカリキュラムの優良モデルを活用した研修事業を全国で実施する。
  - 日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」のうち、特に地方の国立大学等において設置が困難な専門科目について放送・通信による授業を開発する。（④）
  - 日本語教師の資格制度の創設に向けて、審議会報告のとりまとめ後に必要となる調査研究を行う。（⑤）
- 成長戦略2019 ●規制改革実施計画（左記、いずれも令和元年6月21日閣議決定） ●外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月25日関係閣僚会議）  
●外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について（令和元年6月21日関係閣僚会議）

### ①日本語教師の養成カリキュラム開発

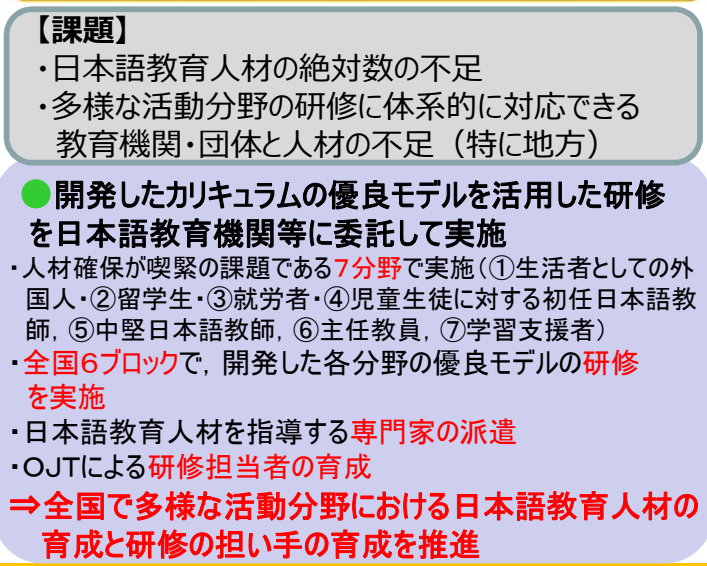


### ②現職日本語教師の研修カリキュラム開発



優良モデルを全国展開

### ③現職日本語教師の研修カリキュラムの活用



④日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」に基づく、大学間で単位認定が可能な放送・通信による授業を開発する（日本語音韻・音声他）

⑤日本語教師の資格に関する調査研究（教育実習，更新講習）

本事業を通じて、日本語教育人材の質の向上，日本語教育人材の確保，日本語教育機関の教育水準の向上を図る